

第7回IPPC総会の結果概要

日時：平成24年3月19日（月）～23日（金）

場所：FAO本部（ローマ）、128ヶ国が参加（締約国数177）

出張者：植物防疫課 福嶋検疫対策室長ほか

主な決定事項：

1. 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の採択

以下の（1）から（6）の6本を採択。

- （1）栽植用植物の総合措置（ISPM No. 35）
- （2）ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ（ISPM No. 36）
- （3）植物検疫用語集の改正（ISPM No. 5の改正）
- （4）「広く分布していない」の用語の定義及び解釈（ISPM No. 5の補足1の改正）
- （5）ウメ輪紋ウイルスの同定診断プロトコル（ISPM No. 27の付属書2）
- （6）ヒメアカカツオブシムシの同定診断プロトコル（ISPM No. 27の付属書3）

- （7）カンキツ類に対するミバエ類（チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ）の低温処理
⇒ 豪州、EU等から反対意見（新たな低温処理データの提出（豪）、より広範なミバエ属を対象にすべき（EU）等）が提出され、採択は見送り。基準委員会に差し戻され、今後提出された意見を検討。

2. ISPM策定手続の見直し

停滞しているISPMの策定作業を効率化するため、策定手続の見直しを決定。

【主な見直し点】

- （1）十分な検討時間を確保する観点から、1回目のISPM案の加盟国協議の期間を100日から150日に延長。
- （2）1回目の協議を踏まえた修正ISPM案に対する2回目の協議を制度化（期間は120日間）。
- （3）2回の協議を踏まえ総会前に公表されるISPM案に対し、技術的根拠に基づく反対意見がある加盟国は総会2週間前までに反対意見を提出。反対意見が提出された場合は、基準委員会に差し戻し。反対意見が提出されなかった場合は、総会で直ちに採択。
- （4）同定診断プロトコルについては、策定権限を基準委員会に移譲。 ISPM案に対し加盟国から反対意見がなければ基準委員会が採択し、総会報告書に当該ISPMを添付。

- (5) ISPMの策定開始に際し、提案国は、事項のみならず企画書案も併せて提案。

3. IPPC戦略枠組みの採択

今後8年間(2012年～2019年)の活動戦略を定める「IPPC戦略枠組み」を採択。戦略枠組みでは、以下の4つの戦略目的及び目的を達成するための加盟国及びIPPCの役割等が規定。

- (1) 病虫害のまん延防止を通じた持続的農業の保護と国際的な食料安全保障の強化
- (2) 植物病虫害からの環境、森林、生物多様性の保護
- (3) 調和のとれた科学的根拠に基づく植物検疫措置の促進を通じた、経済及び貿易の発展の促進
- (4) (1)～(3)を達成するための加盟国の能力向上

4. 加盟国の能力向上に関する管理機関の設置

IPPCの4つの戦略目的の一つである加盟国(特に開発途上国)の能力向上を達成するため、能力向上委員会(Capacity Development Committee)を設置し、「能力向上に関する戦略」に基づく支援活動の進捗管理や支援国間の連携を行うことを決定。

なお、本委員会は各地域から1名の計7名から構成され、原則年に1回開催(任期は2年)。

5. IPPC資源活用戦略の採択

持続的に十分な資金を確保するために、資金提供国との関係強化や資金の有効活用等を監視する財務委員会の設置等を定めた「IPPC資源活用戦略」を採択。

6. 総会議長の選出

英国及び韓国が立候補していた総会議長の選出について、無記名投票による選挙を実施した結果、英国候補が議長に就任(投票総数128、英国候補63、韓国候補62、棄権1、無効2)。

また、文書による議長選出手続がないため、当該規則を作成する作業部会を設置することが承認。当該規則の採択は次回総会(2013年3月)の予定。

7. 基準委員の選出

任期(3年)が満了したアジア地域の基準委員4名のうち3名(中国、タイ及び日本)が改選。我が国の阪村委員(神戸植物防疫所業務部長)の3期目の選出が承認されると共に、新たにベトナム及びバングラデシュから選出。

(アジア地域の委員は、日本、ベトナム、バングラデシュ及びインドネシア)